

## 石川県公立大学法人 第3期中期計画

### 第1 中期計画の期間

令和5年4月1日から令和11年3月31日までの6年間とする。

### 第2 石川県立看護大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

#### I 教育に関する目標を達成するための措置

##### 1 教育の成果及び内容等

〈学士課程〉

##### (1) 教育の成果

- ・大学の教育理念及び特色を踏まえ、学部の3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を検証し、必要に応じて見直す。【No.1】
- ・卒業生や医療機関を対象としたアンケート等を通してディプロマ・ポリシーに定めた学修成果を効果的に把握・評価し、教育内容・方法を必要に応じて見直す。【No.2】

##### (2) 教育の内容

- ・多様な価値観を重視し、ディプロマ・ポリシーに沿った教育を行うため、常に学修効果を高める意識をもって教育内容を検討するとともに、適正な成績評価を行い、卒業を認定する。【No.3】
- ・自発的な国内外の活動参加や異学年交流を推奨した学生の主体的な学修の促進や、アクティブラーニングを取り入れたカリキュラムの推進、臨床教授等を活用した教育を継続する。また、学生一人ひとりに対する教員が多いというメリットを活かした教育に取り組むとともに、専門職連携教育を推進し、他大学との交流や企業等との連携を強化する。【No.4】

##### (3) 学生の受入れ

- ・これまでのオープンキャンパスやホームページ、高等学校での出前授業に加えて、SNSなど多様な媒体を活用して大学の方針や情報を提供し、入学者を受け入れる。また、高等学校との交流を深めるとともに、入学選抜方法の検討など、志願者を確保するための方法を継続的に検討する。【No.5】

〈大学院課程〉

##### (1) 教育の成果

- ・高度な知識と実践能力を備えた研究者、看護職者を育成するため、大学の教育理念及び特色を踏まえ、大学院の3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を検証し、必要に応じて見直す。【No.6】
- ・修了生を対象としたアンケート等を通してディプロマ・ポリシーに定めた

学修成果を効果的に把握・評価し、教育内容・方法を必要に応じて見直す。  
【No. 7】

## (2) 教育の内容

- ・研究領域が幅広いという本学の特色を活かし、学生に様々な研究方法に触れる機会を提供する。また、大学院生の修了後の動向を把握するとともに、現行カリキュラムや論文指導等の課題を把握し、必要に応じて見直す。  
【No. 8】
- ・新たな高度実践看護師の養成等のため、教育内容を検討し、カリキュラム・ポリシーに沿って、必要に応じて新課程の開設等に取り組む。【No. 9】

## (3) 学生の受入れ

- ・社会のニーズに即した看護の専門性に加え、多様なバックグラウンドや、多様な価値観を有する新たな看護へ関心を持った学生や社会人、留学生を積極的に受け入れ、リカレント教育に取り組む。【No. 10】
- ・学部生に対して、大学院進学によるキャリア形成について、積極的に推進する。【No. 11】

## 2 教育の実施体制等

### (1) 教育の実施体制

- ・看護演習・実習において学生ひとり一人の個性を活かした指導を充実するため、実習指導教員を確保し、実習施設との協力体制を強化する。また、大学院においては、看護学の教員に加え、人間科学や健康科学の教員と協力して学生の研究指導に取り組む。【No. 12】

### (2) 教員の教育力の向上

- ・教育力向上に関する取り組みの先進事例を調査し、教員の教育力向上施策の具体化に取り組む。【No. 13】
- ・職位に応じた指導能力を修得できるよう、職位毎の研修や昇任者研修等においてファカルティ・ディベロップメント（教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み）に取り組む。【No. 14】
- ・学生への授業評価アンケート、卒業生・修了生・就職先等へのアンケートの結果に基づき、教員が授業等を振り返り、継続的に教育の質の向上に取り組む。【No. 15】

## 3 学生への支援

### (1) 学修支援

- ・ティーチング・アシスタント制度を活用し、学生同士の学び合いの機会を増やす等、学生が自主的、能動的に学ぶ意欲を高めるための方策を実施する。また、学修や生活上の悩み等の把握及び気軽に相談できる体制と、それらの相談を効果的に解決するための、組織的・一体的な体制を強化する。  
【No. 16】

## (2) 進路支援

- ・ 学生が主体的にキャリアプランを実現するため、資格取得支援や進路先に  
 応じた進路支援に取り組む。【No. 1 7】

## (3) 卒業生・修了生支援

- ・ 同窓会と大学のつながりを深め、同窓生が在学生の学修・生活面の相談に  
 応じる。また、同窓生に対して同窓会及び県内医療機関や行政機関、企業と  
 連携して卒業・修了後のキャリア形成支援に活用するとともに、大学院で  
 学ぶ意欲を有する人材の獲得に取り組む。【No. 1 8】
- ・ 卒業生・修了生のリカレント教育のため、卒業・修了後も能力向上に役立つ  
 学修コミュニティの提供や学修環境の整備を検討する。【No. 1 9】

## II 研究に関する目標を達成するための措置

### 1 研究の水準、方向性及び成果

- ・ 地域、行政、保健、医療及び福祉分野等の課題解決につながる研究を推進  
 し、公開講座等により成果を公表する。【No. 2 0】
- ・ 研究業績の質・量の向上を図るため、各教員の研究活動の活性化及び成果  
 の公表（論文、学会等での発表等）を推進する。【No. 2 1】
- ・ 新たな看護ニーズに対応するため、教員の多様な専門性を活かし、ウェル  
 ビーイングの実現につながる看護機器の開発や看護ケア方法に関する産学  
 共同研究に積極的に取り組む。【No. 2 2】

### 2 研究の実施体制

- ・ 研究時間の確保のため、大学運営に関わる業務を見直すとともに、大学全  
 体の研究推進体制の課題を把握し、必要な整備に取り組む。【No. 2 3】

## III 地域貢献に関する目標を達成するための措置

### 1 地域における産学官連携の推進

- ・ 地域ケア総合センターの機能を活かし、研究成果と現場の看護職者のニー  
 ズを関連付けすることで、看護の質向上につなげるとともに、その効果や成  
 果を検証する。【No. 2 4】
- ・ 多様な方法で地域ニーズを把握して地域課題の解決に貢献するとともに、  
 自治体や大学コンソーシアム石川等と連携して地方創生を推進する。  
 【No. 2 5】

### 2 地域人材の育成と定着の促進

- ・ 地域に対する学生の関心を高め、地域内で患者やケアを必要とする方々に  
 応えることのできるシティズンシップを持った学生の地元定着率を維持向  
 上させるため、表彰制度などを活用し、地域における主体的な学生の取り組  
 みを支援する。【No. 2 6】
- ・ 看護キャリア支援センター及び地域ケア総合センターの機能を活かし、認  
 定看護師の養成など看護職者のキャリア形成に継続して貢献する。【No. 2 7】

#### IV グローバル化に関する目標を達成するための措置

- ・異文化に触れる機会を創出し、豊かな人間性や創造性を備え、多様性を認める学生及び教員を育てるため、海外への研修等を実施する。また、海外からの教員や、留学生の受入れを推進する。【No.28】

### 第3 石川県立大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

#### I 教育に関する目標を達成するための措置

##### 1 教育の成果及び内容等

###### 〈学士課程〉

##### (1) 教育の成果

- ・大学の教育理念及び特色を踏まえ、学部の3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を検証し、必要に応じて見直す。【No.29】
- ・卒業生や就職先等を対象としたアンケート等を通して、ディプロマ・ポリシーに定めた身につけるべき能力を効果的に把握・評価し、教育内容・方法を必要に応じて見直す。【No.30】

##### (2) 教育の内容

- ・生物資源環境学を取り巻く新たな環境や地域ニーズの変化に対応できる人材を養成するため、生物資源環境学に係る専門・実習科目を充実し、カリキュラム・ツリーを改善するとともに、少人数教育の強みを活かした主体的な学修能力を育成する本学独自の価値ある教育に取り組む。【No.31】

##### (3) 学生の受入れ

- ・「農・環境・食・バイオ」に関心を持つ多様な学生を受け入れるため、「農学」ではとらえきれない生物資源環境学の意義や魅力の発信を強化する。また、アドミッション・ポリシーに沿って、より良い入学者選抜方法を継続的に検討する。【No.32】
- ・中部地方における数少ない農学系公立大学として、石川県を中心とした将来の地域社会のニーズに応える優秀な学生を確保するため、県内外問わず大学の認知度を上げるための積極的な広報活動に取り組む。【No.33】

###### 〈大学院課程〉

##### (1) 教育の成果

- ・高度な知識と技術、倫理観を有する技術者・研究者を育成するため、大学の教育理念及び特色を踏まえ、大学院の3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を検証し、必要に応じて見直す。【No.34】
- ・修了生を対象としたアンケート等を通して、ディプロマ・ポリシーに定めた学修成果を効果的に把握・評価し、教育内容・方法を必要に応じて見直す。

【No.35】

## (2) 教育の内容

- ・社会に貢献する高度な知識を持つ専門人材、グローバル化に対応できる人材、しっかりとした職業観をもった人材、研究者として活躍できる人材を育成するため、英語教育、キャリア教育、倫理に関する教育などを強化する。

【No. 3 6】

## (3) 学生の受入れ

- ・各専攻において、アドミッション・ポリシーに沿って社会人や外国人留学生などを含めた多様な人材の受入れを推進する。教員が自ら学会や研究室等を通じて、学内・学外の学部生に対して本学大学院への進学を促すため、インセンティブを与える制度を創設するとともに、広報活動に積極的に取り組む。

【No. 3 7】

## 2 教育の実施体制等

### (1) 教育の実施体制

- ・少人数教育の強みを活かし、複数教員による指導体制を整備し、学生へのきめ細やかな教育支援体制を強化する。【No. 3 8】

### (2) 教員の教育力の向上

- ・ファカルティ・ディベロップメント研修（教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み）に取り組む。【No. 3 9】
- ・継続的に教育の質を改善するため、学生への授業評価アンケート、卒業生・修了生・企業アンケート等の結果に基づき、教員が授業等の内容充実に取り組む。【No. 4 0】

## 3 学生への支援

### (1) 学修支援

- ・スチューデント・アシスタントやティーチング・アシスタント制度を積極的に活用して、学生同士の学び合いの機会を増やす等、学生が自主的、能動的に学ぶ意欲を高めるための方策を実施する。【No. 4 1】
- ・学修や生活上の悩みの把握や気軽に相談ができる体制を強化するとともに、それらの相談を効果的に解決するための組織的な体制を強化する。

【No. 4 2】

### (2) 進路支援

- ・インターンシップや就職ガイダンスなど就職支援活動の内容を改善し、卒業生との情報交換や交流を通して就職活動をサポートする体制を強化する。

【No. 4 3】

### (3) 卒業生・修了生支援

- ・同窓生が在学生の学修・生活面の相談にのり、本学とつながり続け、同窓生同士で交流ができるように環境整備を検討する。【No. 4 4】

## II 研究に関する目標を達成するための措置

### 1 研究の水準、方向性及び成果

- ・2030年までの持続可能な開発目標、SDGsの達成はもとより、その先を見据えた人類共通の知的財産の創造に貢献するため、フロンティア研究に取り組む。【No.45】
- ・生物資源環境学の各学問分野（農業生産、自然環境と農業環境、食と健康、バイオサイエンスとバイオテクノロジー）において自然と生物に親しみ、自然と生物に学び、自然と調和した形で生物資源をヒトの役に立てるための研究を推進する。【No.46】

### 2 研究の実施体制

- ・白山山麓や手取川などのフィールド、本学の研究施設、附属農場といった恵まれた研究環境を活用し、本学の研究者同士や、本学の研究者と他大学等の研究者間の連携を強化する。【No.47】

## III 地域貢献に関する目標を達成するための措置

### 1 地域における産学官連携の推進

- ・研究成果のホームページ等による積極的な発信、公開講座や公開セミナーの開催により研究成果を地域や社会に還元するとともに、LEAFラボ等を活用し、地元企業等との共同研究や新商品開発に取り組む。【No.48】
- ・地域産業の活性化、地域文化の継承、地域環境の保全等、持続可能な社会の発展に貢献するため、地域が抱える様々な課題の調査・研究や地域の特性を活かした研究を推進する。【No.49】
- ・産学官連携学術交流センターの機能を活かし、石川県農林総合研究センター等の試験研究機関、他大学、石川県産業創出支援機構などとの連携を強化する。【No.50】

### 2 地域人材の育成と定着の促進

- ・地域の活性化のため、大学独自の地域交流の取り組み及び大学コンソーシアム石川と連携した取り組みを通して、学生の様々な地域事業への参加やボランティア活動などを推進する。【No.51】
- ・石川県の産業や文化等を学び、地域企業に対する理解を深め、地域の発展を担う学生の地元定着を図るため、学生の地元就職意欲を喚起させる方策を検討する。【No.52】

## IV グローバル化に関する目標を達成するための措置

- ・研究成果を広く海外に向けて発信・公開するため、国際学会への参加、国際学術誌への投稿を推進する。【No.53】
- ・国際的に活躍できる研究者を育成するため、海外大学との交流・連携を強化する。【No.54】
- ・異文化への理解を深め、多様な社会で活躍できる学生を育成するため、海外からの研修員や留学生の受け入れを推進する。【No.55】

## 第4 業務運営の改善・効率化に関する目標を達成するための措置

### I 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

#### 1 ガバナンス機能の強化

- ・理事長及び学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制を強化するため、経営審議会や教育研究審議会等を通して機動的に体制を見直す。【No.56】
- ・理事長の責任において、予算等の経営資源を効果的・機動的に配分するとともに、予算の執行状況を把握し、効率的に執行する。【No.57】

#### 2 事務組織等の整備と効率化

- ・事務職員の専門性を高めるため、学内外の研修への積極的な参加を通じたスタッフ・ディベロップメント活動を計画的に実施する。【No.58】
- ・効率的な事務組織・委員会等のあり方について検討し、必要に応じて見直す。また、情報システムの活用や外部委託等の推進により、更なる業務の効率化に取り組む。【No.59】

#### 3 両大学間の連携強化

- ・法人本部及び両大学間の連携を強化し、相互に課題を共有し、解決に向けた検討を行うため、理事長、両学長、両事務局長等による定期的な会議を開催する。また、両大学の教員相互の交流を図る事業に取り組む。【No.60】

### II 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ・学術研究の動向や、社会・経済情勢の変化を見据え、学部学科等の組織の点検、検証し、必要に応じて見直す。【No.61】

### III 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

#### 1 教員の採用

- ・教員の採用方針は、経営審議会の意見を踏まえて大学の将来展望を勘案し、選考委員会での検討を経て学長の責任で決定する。【No.62】

#### 2 教員評価制度の活用

- ・学長の責任において、教員評価制度を活用し、教育、研究、地域貢献等の実績を十分考慮したうえで、学科等の人材配置を柔軟に見直し、適材適所の人事を行う。【No.63】
- ・教員のモチベーションの維持向上のため、各大学ごとに教員評価の結果に応じて、教員にインセンティブを与える制度を充実する。【No.64】

## 第5 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

### I 外部資金等の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ・授業料等の学生納付金については、公立大学であることの意義を考慮しつつ、学生の確保や、適正な受益者負担の観点から、毎年その妥当性を検証す

る。【No.65】

- ・科学研究費補助金や受託研究費等の外部研究資金に関する情報の収集に努めるとともに、申請に対する支援体制を充実し、外部資金獲得に向けて積極的な応募を奨励する。【No.66】
- ・大学が保有する施設、知的財産の有効活用や公開講座等の適切な料金徴収等を検討し、自己収入の確保に努める。【No.67】

## II 予算の効率的執行に関する目標を達成するための措置

- ・施設管理業務の長期契約の継続や光熱水費等の節減に努めるなど経費の抑制に努める。【No.68】

## 第6 自己点検評価及び情報提供に関する目標を達成するための措置

### I 評価の活用に関する目標を達成するための措置

- ・自己点検評価、認証評価機関が行う大学評価、石川県公立大学法人評価委員会が行う法人評価の各評価の結果を、大学運営の改善に確実に反映させる。【No.69】

## II 情報提供の推進に関する目標を達成するための措置

### 1 情報公開の推進

- ・大学運営の透明性を確保するため、運営状況、財務状況や評価内容等について、広く適正に情報公開を推進する。【No.70】

### 2 情報発信の推進

- ・教育、研究、地域貢献活動などに関する情報を戦略的かつ効果的に公開・提供するため、大学のホームページやSNS等をはじめとした多様な媒体を活用して、積極的な情報発信を推進する。【No.71】

## 第7 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

### I 教育研究環境の整備に関する目標を達成するための措置

- ・老朽化が進む施設、設備、教育研究用備品について、デジタル化などを含め、計画的な改修・更新等を実施する。【No.72】

## II 安全に関する目標を達成するための措置

### 1 安全管理

- ・災害時・緊急時の危機管理マニュアルを必要に応じて見直し、学生及び教職員に内容を周知する。【No.73】
- ・学生及び教職員の安全確保と健康保全のため、全学的な安全衛生管理体制・防犯体制を整備する。【No.74】

### 2 情報セキュリティ対策



- ・ 学生及び教職員の情報リテラシーの向上を図るため、学内の情報セキュリティ体制の整備と情報管理の適正化を図るとともに、情報システム利用に関する研修等を実施する。

【No. 7 5】

### Ⅲ 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

#### 1 法令等の遵守

- ・ 教育研究活動や業務運営等における不正行為、教育研究費等の不正使用を防止するため、教職員及び学生への研修等啓発活動を強化する。【No. 7 6】

#### 2 人権の尊重

- ・ セクハラ・アカハラ・パワハラなどの人権侵害の防止、性の多様性に対する配慮、男女共同参画の推進を図るため、相談体制の充実、教職員に対する研修など啓発活動を強化する。【No. 7 7】

#### 3 環境への配慮

- ・ 学生及び教職員が一体となって環境マネジメント活動を実施する。また、教育研究活動や業務運営、施設整備にあたり、環境への配慮や省エネ対策を推進する。【No. 7 8】

## 数値指標

《達成時期》第3期中期計画の最終年度（令和10年度）

### ■看護大学

区分	指標名	目標値	備考
教育	志願倍率	4.0倍	志願者数／募集定員
	国家試験合格率	看護師	100%
		保健師	100%
		助産師	100%
	就職・進学内定率	100%	（就職先内定者数＋大学院等進学者数）／卒業生数
学生満足度	85%	授業内容等の学生アンケートで、5段階評価の上位2位の回答割合	
研究	科学研究費補助金等の申請件数（年間）	57件	継続含む
	受託研究・共同研究件数（年間）	5件	
	査読付き論文数（年間）	114件	
地域貢献	公開講座受講者数（年間）	500人	リモート参加含む
グローバル化	学生の海外体験者数（累計）	60人	
財務	科学研究費補助金の申請件数（年間）	57件	再掲
	受託研究・共同研究件数（年間）	5件	再掲

### ■県立大学

区分	指標名	目標値	備考
教育	志願倍率	5.0倍	志願者数／募集定員
	就職・進学内定率	100%	（就職先内定者数＋大学院等進学者数）／卒業生数
	インターンシップ参加者数（年間）	100人	
	学生満足度	80%	授業内容等の学生アンケートで、5段階評価の上位2位の回答割合
研究	科学研究費補助金等の申請件数（年間）	68件	継続含む
	受託研究・共同研究件数（年間）	50件	
	査読付き論文数（年間）	132件	
地域貢献	公開講座受講者数（年間）	285人	
グローバル化	学生の海外体験者数（累計）	35人	
財務	科学研究費補助金の申請件数（年間）	68件	再掲
	受託研究・共同研究件数（年間）	50件	再掲

【参考】石川県長期構想（平成28年度～平成37年度）で設定している当法人に関連する数値目標

対象大学	指標名	目標値	備考
看護大学	看護師・保健師の養成数（累計）	550人	当該年度に県立看護大学を卒業し、県内に就業した看護師及び保健師の人数
県立大学	県内産学官との共同研究・受託研究数（累計）	150件	県立大学と県内企業・研究機関等との共同研究・受託研究の件数の合計
県内大学全体	県内出身県内大学生の県内就職率	8.5割以上	「県内就職者数」／「県内出身県内大学進学者数」×10
県内大学全体	県外出身県内大学生の県内就職率	2.5割以上	「県内就職者数」／「県外出身県内大学進学者数」×10

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和5年度～令和10年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	18,239
運営費交付金	11,128
施設整備費補助金	1,310
その他補助金	167
授業料、入学料及び入学検定料収入	3,790
財産処分収入	32
雑収入	343
受託研究及び寄附金収入等	1,469
借入金収入	0
支出	18,239
教育研究経費	2,250
教育研究支援経費	468
受託研究及び寄附金事業費等	1,469
人件費	9,970
一般管理費	2,772
施設整備費	1,310
財務費用	0
借入金償還金	0

[運営費交付金の算定方法]

令和5年度の運営費交付金は、令和4年度の石川県立看護大学及び石川県立大学関係予算として計上された石川県の予算額をベースに、県の令和5年度予算編成のルールにしたがい算出している。

令和6年度以降については、県の令和5年度予算編成ルールにしたがい算定しているが、各年度の運営費交付金については、各年度における県の予算編成ルールにしたがい再計算し決定される。

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額9,970百万円を支出する。

人件費は、役員報酬並びに教職員給料諸手当、法定福利費及び退職手当に係るものであり、令和6年度以降は、令和5年度の人件費と同額で試算している。（退職手当を除く）

退職手当については、各年度の想定退職者を基に算出しているが、各年度の支給額は、当該年度の退職状況及び石川県公立大学法人教職員退職手当規程に基づき再計算し決定される。

## 2 収支計画（令和5年度～令和10年度）

（単位：百万円）

区分	金額
費用の部	17,197
経常費用	17,197
業務費	14,157
教育研究経費	2,250
教育研究支援経費	468
受託研究費等	1,469
人件費	9,970
一般管理費	2,772
財務費用	0
減価償却費	268
臨時損失	0
収入の部	17,716
経常収益	16,929
運営費交付金収益	11,128
授業料等収益	3,790
受託研究等収益	1,469
雑益	542
臨時利益	787
総利益	0

注）臨時利益（787百万円）について

地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解の改訂（令和4年8月31日総務省告示第285号改訂）により、公立大学法人における資産見返負債の会計処理の廃止が、令和5事業年度から適用されることから、決算時に一括して臨時利益に計上する

## 3 資金計画（令和5年度～令和10年度）

（単位：百万円）

区分	金額
資金支出	18,239
業務活動による支出	16,929
投資活動による支出	1,310
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	18,239
業務活動による収入	16,929
運営費交付金による収入	11,128
授業料、入学料及び入学検定料収入	3,790
受託研究等収入	936
寄附金収入	533
雑収入	542
投資活動による収入	1,310
施設整備費補助金による収入	1,310
財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	0

## 短期借入金の限度額

5億円

## 出資等に係る不要（見込）財産の処分に関する計画

なし

## 重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画

なし

## 剰余金の使途

教育研究の質の向上、組織運営の改善に充てる。

## その他法人の業務運営に関し必要な事項

## 施設及び設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
《看護大》 ・教育デジタル環境整備 ・空調設備更新 ・照明LED化 《県立大》 ・実験棟改修 ・空調設備更新 ・設備監視装置改修	総額 1,310	施設整備費補助金

注) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽化度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

注) 施設整備費補助金の見込みについては試算に基づくものであり、各事業年度の予算編成過程において、当該年度の石川県の予算編成方針に基づき決定される。

## 積立金の使途

教育研究の質の向上、組織運営の改善に充てる。

## その他

なし